

令和 8 年度 第 5 回高士区地域協議会

次第

日時：令和 8 年 7 月 24 日（金）午後 6 時 30 分～

会場：高士地区公民館 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 報告事項

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について（資産活用課）

(2) 自主的な審議

地域コミュニティの維持について

4 その他

(1) 次回開催日程について

- ・ 日時：
- ・ 会場：

(2) その他

5 閉会

〔資料・配布物〕

- ・ 次第
- ・ 資料No.1-1 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について
- ・ 資料No.1-2 「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧【高士区】
- ・ 資料No.1-3 「学校開放体育施設」使用料の見直しについて
- ・ 資料No.1-4 「高士地区多目的研修センター」開館時間・休館日・使用料の見直しについて
- ・ 資料No.1-5 「高士地区公民館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて
- ・ 資料No.1-6 公の施設白書（令和 6 年度実績・高士区抜粋版）
- ・ 資料No.2 7 月 3 日説明資料
- ・ 資料No.3-1 「地域のコミュニティの維持」の取組のためのフレームワーク⑤（第 5 区）
- ・ 資料No.3-2 「地域のコミュニティの維持」の取組のためのフレームワーク⑤（第 1 区）
- ・ 資料No.3-3 「地域のコミュニティの維持」の取組のためのフレームワーク⑤（全体）
- ・ 資料No.4 高士区地域協議会 自主的な審議のスケジュールと進捗状況（令和 8 年 7 月時点）

～自然と笑顔、集える高士コミュニティ～

●押さえないポイント（キーワード）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ・ 交流のきっかけづくり | ・ 長く続けていける仕組みづくり |
| ・ 人と会える場所、居場所を提供 | ・ 小さなことから始める |
| ・ 人と人が顔を合わせる仕組みづくり | ・ 気軽に参加しやすいよう、何かの |
| ・ 楽しめる活動 | “ついで” に実施 |

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

I 公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- ・ 開館時間は、屋内施設は9時～21時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- ・ 休館日は、最低でも週1日を基本
- ・ 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- ・ 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2 見直しの内容

区分	全体施設数	高士区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	2
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	2
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	1
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	2
上記のいずれかの取組を実施	220/223	2/2

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9時～21時 月1日及び年末年始休館	10時～22時（猛暑対策） 17時～22時予約制 週1日及び年末年始休館
公民館	8時30分～22時 年末年始休館 合併前上越市：平日16時以降・土日祝日鍵管理	9時～21時 週1日又は月2日、年末年始休館 合併前上越市：平日16時以降・土日祝日鍵管理 13区：16時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設） ※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9時～22時	9時～21時
休館日	第1・3月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8時30分～22時	9時～21時
休館日	第3木曜日、年末年始	水曜日、第3木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9時～17時	10時～16時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12月～2月は週2日）、年末年始

Ⅱ 公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- ・ 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- ・ 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

2 見直しの内容

改定内容と主な施設		全体 施設数	高士区
A	基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	48	2
	市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等		
B	政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍）	4	0
	正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館		
C	理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	43	1
	ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等		
D	政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍	5	0
	上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ		
E	同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）	53	0
	リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等		
	【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円		
F	理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ	2	0
	日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館		
G	見直しなし（施設の状況考慮等による）	7	0
	やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場		
合計		162	3
H	100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のものが 90 区分）		

3 改定幅が大きい施設等の改定例

「B 政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 (1.61 倍)
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 (1.51 倍)

正善寺工房	1 室（1 時間）	1, 200 円	1, 800 円	+600 円 (1. 5 倍)
-------	-----------	----------	----------	--------------------

「E 同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ 上越	市民プール個人 (小・中学生)	180 円	300 円	+120 円 (1. 67 倍)
教育プラザ(体育 館)	大体育館 (1 時間)	720 円	1, 200 円 (+照明 400 円)	+480 円 (1. 67 倍)
	小体育館 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
上越勤労身体障害 者体育館	体育館占用利用 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
	体育館共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)
板倉北部スポーツ センター	アリーナ (1 時間)	480 円	900 円 (+照明 300 円)	+420 円 (1. 88 倍)
吉川体育館	アリーナ占用利用 (1 時間)	620 円	900 円 (+照明 300 円)	+280 円 (1. 45 倍)
	アリーナ共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)

4 その他

- ・附属設備・備品の使用料の見直し：208 区分中 88 区分を改定
(備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き)
- ・市外在住者利用による使用料：2 倍設定は 143 施設
- ・営利営業利用による使用料：3 倍設定は 147 施設 (2 倍施設はなし)
- ・30 分単位の利用による使用料設定導入施設：48 施設 (4 つの施設カテゴリーで導入
(地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館))

Ⅲ 今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8. 7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8. 9～10	地域協議会で後期計画 案を説明	地域協議会で諮問・答 申	必要に応じて地域協議 会で報告
R8. 12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9. 2	市議会で後期計画を説 明		
R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

令和8年度第5回高士区地域協議会
令和8年7月24日
3議題（1）報告事項
資料No.1-2
資産活用課

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 **【高士区】**

施設 No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	高士地区多目的研修センター	○	○	農政課
3	高士地区公民館	○	○	社会教育課

「学校開放体育施設」使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1時間	<u>600円</u>	510円
プール (浦川原小学校、 大島小学校)	一般	1施設	<u>200円</u>	160円
	中学生以下	1施設	<u>100円</u>	110円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	直江津東中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	春日中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

「高士地区多目的研修センター」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を利用実態や需要にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を100円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の1.2倍を目安に見直します。(100円台には150円の単位を設定)

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>9</u> 時から午後 <u>9</u> 時まで	午前8時30分から午後10時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	<u>毎週 2 日（曜日未定）</u> 、 <u>年末年始</u>	年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
多目的室	1時間につき	<u>400 円</u>	330 円
会議室		<u>150 円</u>	110 円
調理実習室		<u>150 円</u>	110 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

「高士地区公民館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日は、「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、貸館の利用実態を踏まえ、利用の少ない時間帯や曜日にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>9</u> 時から午後 <u>9</u> 時まで (休館日を除く、平日の午後 4 時から午後 9 時及び土日祝日は予約があるときのみ)	【条例】 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで 【実際の設定】 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで (休館日を除く、平日の午前 8 時 30 分から午前 9 時及び午後 4 時から午後 9 時、土日祝日は予約があるときのみ)

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	<u>火曜日</u> 、年末年始	年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
大会議室	1 室 1 時間につき	<u>500 円</u>	410 円
中会議室		<u>200 円</u>	170 円
第 1 和室		<u>150 円</u>	110 円
第 2 和室		<u>150 円</u>	110 円
調理実習室		<u>200 円</u>	180 円
工作室		<u>150 円</u>	120 円
自由広場		<u>400 円</u>	360 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

令和8年度第5回高士区地域協議会
令和8年7月24日
3議題（1）報告事項
資料No.1-6
資産活用課

公の施設白書

（令和6年度実績・高士区抜粋版※）

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市
（財務部資産活用課）

1 はじめに（公の施設白書の公表の目的）

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要なとする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

【公共施設等を取り巻く現状と課題 … 利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。
【参考①】 R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】 R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）
- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073 （▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716 （▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費 を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095 （18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

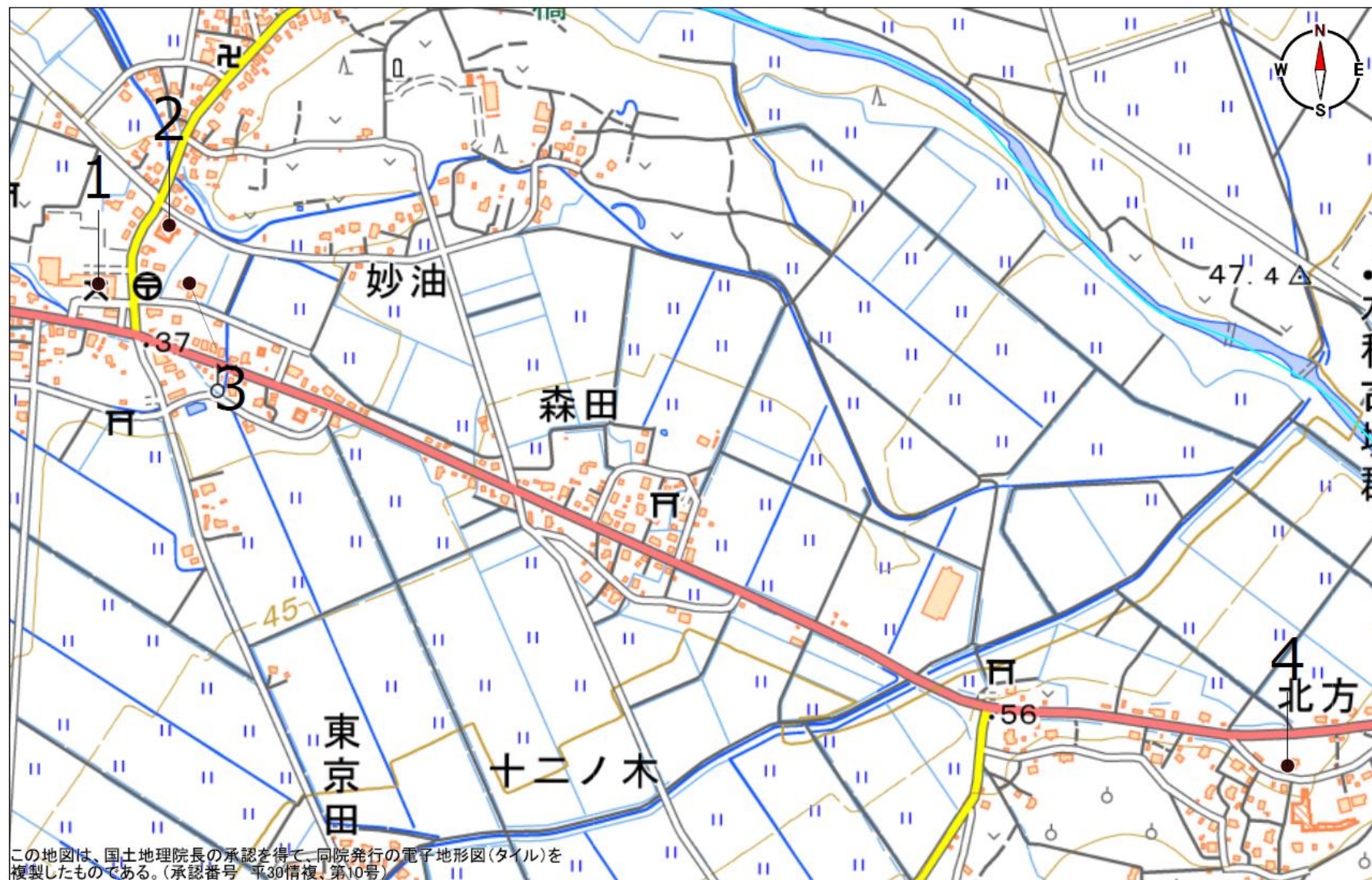
※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

3 公の施設の現状

1 施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	上越市立高士小学校	小学校	コンクリ	36/47	3,198.00	42	25,252	601,238	直営	別の計画等
2	高士保育園	保育園	木造	47/22	551.17	15	13,403	893,533	直営	別の計画等
3	高士地区公民館	公民館	鉄骨	28/38	625.00	7,639	4,386	574	直営	現状維持
4	高士地区多目的研修センター	地区集会施設	コンクリ	32/26	307.80	282	715	2,535	直営	現状維持
	小計					7,978	43,756	5,485		

2 位置図



1 施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
 - ・コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
 - ・鉄骨：鉄骨造（S造）
 - ・「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
 - ・農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
 - ・特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
 - ・公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
 - ・霊園は、利用区画数
 - ・斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理形態	取組方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123, 456. 78	123, 456	123, 456	123, 456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
 - ・現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
 - ・廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなること）
 - ・休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
 - ・貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
 - ・用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
 - ・後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
 - ・引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

2 位置図

- 位置図上の番号は、「1 施設毎の状況」の表中のNo.の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。

高士ぬくもりつながりプロジェクト

1 取組内容

高士地区内で開催される地域の人が集まる行事を活用して、町内会館等を会場として、地域協議会委員が主体となり、住民が直接顔を合わせる場をつくる。

2 目的

本事業は、地域の困りごとを聞く場ではなく、子供から高齢者までの全世代や世代間の交流を促進し、地域コミュニティを将来にわたり維持していくための体制づくりを目的とする。

あわせて、この取組を通じて交流が活発となり、「人と会える・交流できる場所」として地域に定着することを目指す。

3 開催計画

- (1) 令和8年度及び9年度に高士5地区で実施
- (2) 令和8年度は下表のとおり。来年度分(第2～4区)は今後調整
- (3) 地域協議会委員が主体となり、役割を分担して対応

令和8年度 開催地区	第5区 (北方、南方、大口)	第1区 (稲谷、上曽根、下曽根)	高士区全体
開催日時	10月18日(日) 午前10時～ 11時30分	11月22日(日) 午前11時～正午	11月15日(日) 午後1時～ 2時30分
会場	高士地区多目的研修センター	稲谷町内会館	高士地区公民館
地域の人が 集まる行事	防災訓練	稲谷【だんとうの大杉】 活動勉強報告会	ファミリー綱引き大会後 の食事会
対象	全世代		
目標参加人数	30～40人		30人
実施内容	・茶話会 ・スカットボール ・野菜の配布	・茶話会 ・輪投げ	・茶話会

4 町内会長の皆様へご協力をお願い

- ・地域協議会委員との調整・打ち合わせ
- ・開催前の周知(日程が近くなったらチラシ等の回覧や町内LINEでの情報共有)
- ・町内会全役員への声がけと、当日のご参加

5 これまでの経緯

- (1) ～令和7年7月（令和7年度第4回地域協議会）
コミュニティ、子育て、人口減少の分野について話し合うことを決定
- (2) 令和7年9・10月 アンケートの実施
地域の皆さんが考える課題と違いが生じないよう、アンケートで意向を調査
- (3) 令和7年11～8年1月 アンケートの集計・分析、結果の送付
コミュニティの衰退や崩壊を危惧する意見が目立つことを把握
- (4) 令和7年12月（令和7年度第8回地域協議会）
「地域コミュニティの維持」をテーマに取り組むことを決定
- (5) 令和8年3月（令和7年度第10回地域協議会）
解決策として、顔を合わせ、交流できる場づくりに取り組むことを決定
- (6) 令和8年4月（令和8年度第1回地域協議会）～
令和8・9年度に実施する。具体的な内容は茶話会等を予定
- (7) 令和8年6月（令和8年度第4回地域協議会）
取組実施のため、地域協議会委員有志により「高士ほっこりクラブ」を設立

～自然と笑顔、集える高士コミュニティ～

●押さえないポイント（キーワード）

- ・ 交流のきっかけづくり
- ・ 人と会える場所、居場所を提供
- ・ 人と人が顔を合わせる仕組みづくり
- ・ 楽しめる活動
- ・ 長く続けていける仕組みづくり
- ・ 小さなことから始める
- ・ 気軽に参加しやすいよう、何かの“ついで”に実施

問合せ先

高士ほっこりクラブ（高士区地域協議会）

会 長：高橋 清司

電 話：●●●●-●●●●-●●●●

（事務局：中部まちづくりセンター 小川、村山）

「地域のコミュニティの維持」の取組のためのフレームワーク⑤

- ★目的：子供から高齢者まで全世代や世代間の交流を促進し、地域コミュニティを将来にわたり維持する体制を整える。
- ★獲得目標：・世代同士、世代間の交流が促進される。
- ・「人と会える・交流できる場所」として地域に定着する。

第5区（北方、南方、大口）

開催日時	10月18日（日） 午前10時～11時30分		
会場	高士地区多目的研修センター		
担当委員 ※1か所につき4人程度	上野副会長、上野（美）委員、塚田（幸）委員、塚田（誠）委員		
地域の人が集まる行事	防災訓練（午前8時30分～10時）		
対象（ターゲット）	全世代		
実施内容 （“楽しみ”“居場所”の仕掛け）	・茶話会（「ほっこり汁」等の提供） ・スカットボール ・野菜の配布		
参加費	なし		
目標参加人数（委員含む）	30～40人		
	内容	依頼先	依頼担当委員
必要物品等	茶話会	飲み物	事務局調整
		茶菓子、漬物など	町内会と要協議
		紙コップ、茶器、お湯など	委員持ち寄り
	スカットボール	景品（1～3位まで）	体育協会
		用具	体育協会
	ほっこり汁	野菜	家庭菜園をしている地域の人
			委員持ち寄り
		肉	
		調味料	
		調理器具	
	利用施設申請		高士地区多目的研修センター
	スケジュール表、当日のタイムテーブル作成		上野副会長
周知方法	参加者募集	町内会チラシ回覧	各町内会
		町内会LINE	各町内会
		高士だより	高士区振興協議会
		地域協議会だより	
	野菜寄付募集	町内会チラシ回覧	各町内会
		声掛け	家庭菜園をしている地域の人
必要経費	各種チラシ作成		上野副会長
	費目	内訳	負担
	施設使用料		免除
	飲み物代		事務局調整
	お菓子代		町内会長と要協議 委員持ち寄り
	野菜		寄付 委員持ち寄り
	ほっこり汁の材料		
	チラシ（色紙にモノクロ印刷）の印刷		事務局調整
その他	・ほっこり汁の野菜の寄付が集まらない場合は、委員が自宅から野菜を持ち寄ることが可能 ・		

団体等への協力依頼事項（再掲）

団体	依頼事項		依頼担当
各町内会	高士ほっこりクラブ委員 との調整・打合せ	北方町内会	
		南方町内会	
		大口町内会	
	開催前の周知（チラシ等の回覧）		
	当日の参加（町内会役員への参加の声掛け含む）		
	お湯やコップの提供	北方町内会	
		南方町内会	
大口町内会			
高士地区振興協議会	高士だより掲載	上野副会長	
子ども会、婦人会、老人会等	当日の参加		
体育協会	スカットボール借用	上野副会長	
	景品調整	上野副会長	
家庭菜園をしている地域の人	野菜の寄付	全員	
さくらの会	ほっこり汁作り		

「地域のコミュニティの維持」の取組のためのフレームワーク⑤

- ★目的：子供から高齢者まで全世代や世代間の交流を促進し、地域コミュニティを将来にわたり維持する体制を整える。
- ★獲得目標：・世代同士、世代間の交流が促進される。
- ・「人と会える・交流できる場所」として地域に定着する。

第1区（稲谷、上曽根、下曽根）

開催日時	11 月 22 日（日） 午前 11 時～正午			
会場	稲谷町内会館			
担当委員 ※1 か所につき 4 人程度	日向副会長、塩尻委員、馬場委員、保坂委員			
地域の人が集まる行事	稲谷【だんとうの大杉】活動勉強報告会（午前 10 時～11 時）			
対象（ターゲット）	全世代（実質は 50～70 代）			
実施内容 （“楽しみ” “居場所” の仕掛け）	・ 茶話会 ・ 輪投げ			
参加費	なし			
目標参加人数（委員含む）	30～40 人			
	内 容		依頼先	依頼担当委員
必要物品等	茶話会	飲み物	稲谷町内会	
			上曽根町内会	
			下曽根町内会	
		茶菓子、漬物など	稲谷町内会	
			上曽根町内会	
			下曽根町内会	
	輪投げ	用具	稲谷町内会	塩尻委員
		景品（1～5 位まで）	老人クラブ連合会	塩尻委員
利用施設申請		体育協会	上野副会長	
スケジュール表、当日のタイムテーブル作成		稲谷町内会	塩尻委員	
周知方法	参加者募集	町内会チラシ回覧	各町内会	
		町内会 LINE		
		高士だより	高士区振興協議会	
		地域協議会だより		
	チラシ作成			塩尻委員
必要経費	費 目		内 訳	負担
	施設使用料			免除
	飲み物代			町内会長と要協議
	お菓子代			町内会長と要協議
	チラシ（色紙にモノクロ印刷）の印刷			事務局調整
その他	・ 開催日時が近くなったら、回覧とは別に声掛けでも参加の周知を行う			

団体等への協力依頼事項（再掲）

団体	依頼事項		依頼担当
各町内会	高士ほっこりクラブ委員との調整・打合せ	稲谷町内会	
		上曽根町内会	
		下曽根町内会	
	開催前の周知（チラシ等の回覧）		
	当日の参加（町内会役員への参加の声掛け含む）		稲谷町内会：日向副会長
	飲み物の提供	稲谷町内会	
		上曽根町内会	
		下曽根町内会	
	茶菓子、漬物などの提供	稲谷町内会	
		上曽根町内会	
		下曽根町内会	
高士地区振興協議会	高士だより掲載		
子ども会、婦人会、老人会等	当日の参加		子ども会：日向副会長 婦人会：馬場委員
稲谷【だんとうの大杉】保存会	行事を活用することについて		塩尻委員
老人クラブ連合会	輪投げ借用（2セット）		塩尻委員
稲谷町内会	輪投げ借用（1セット）		塩尻委員
体育協会	景品調整		上野副会長

「地域のコミュニティの維持」の取組のためのフレームワーク⑤

- ★目的：子供から高齢者まで全世代や世代間の交流を促進し、地域コミュニティを将来にわたり維持する体制を整える。
- ★獲得目標：・世代同士、世代間の交流が促進される。
- ・「人と会える・交流できる場所」として地域に定着する。

全体

開催日時	11月15日（日） 午後1時～2時30分		
会場	高士地区公民館（体育協会が実施する食事会とは別の部屋を用意する）		
担当委員 ※1か所につき4人程度	高橋会長、田中委員、山口委員、山本委員		
地域の人が集まる行事	ファミリー綱引き大会（午前8時～午後0時30分）		
対象（ターゲット）	全世代		
実施内容 （“楽しみ”“居場所”の仕掛け）	・食事会 （カレーライス、飲み物等の提供の際）		
参加費	なし		
目標参加人数（委員含む）	30人		
	内容		依頼先
必要物品等	茶話会	飲み物（麦茶）	委員持ち寄り
		茶菓子、漬物など	不要
		カレーライス	体育協会
		紙コップ、茶器、お湯など	不要
	利用施設申請 スケジュール表、当日のタイムテーブル作成		高士地区公民館
周知方法	参加者募集	町内会チラシ回覧	各町内会
		町内会LINE	各町内会
		高士だより	高士区振興協議会
		高士まつりでポスター掲示	高士区振興協議会
		地域協議会だより	
	チラシ作成 ポスター作成		事務局調整
必要経費	費目		内訳
	施設使用料		免除
	飲み物代		委員持ち寄り
	カレーライス		体育協会と要協議
	チラシ（色紙にモノクロ印刷）の印刷		事務局調整
	ポスター（A0用紙にカラー印刷）の印刷		事務局調整
その他	・当日は参加者に話題提供（雪、ルミネ、今どきの子供の遊び、休みの過ごし方 など）をする ・高士まつり（8/23）で周知するためにも、8月上旬までにポスター案を作成する		

団体等への協力依頼事項（再掲）

団体	依頼事項	依頼担当
各町内会	高士ほっこりクラブ委員との調整・打合せ	
	開催前の周知（チラシ等の回覧）	
	当日の参加（町内会役員への参加の声掛け含む）	
	お湯やコップの提供	
高士地区振興協議会	高士だより掲載	
	高士まつりでポスター掲示	
子ども会、婦人会、老人会等	当日の参加	
体育協会	カレーライスの提供	不要（体育協会会長、副会長、役員に高士ほっこりクラブ委員がいるため）
	行事を活用することについて	

高士区地域協議会 自主的な審議のスケジュールと進捗状況(令和8年7月時点)

令和8年度第5回高士区地域協議会
令和8年7月24日
3議題（2）自主的な審議
資料No.4

目標		開催時期	進捗と予定				その他					
修正前（2月）	令和8年7月修正		修正前			修正後						
課題の抽出・整理		2年目 (R7)	4月	第1回	団体への確認事項の整理							
			5月	第2回	団体への確認事項の整理と優先付け（第3位まで）							
			6月	第3回	-							
			7月	第4回	アンケートを実施について意思確認、コミュニティ・子育て・人口減少について意見発表							
			8月	第5回	アンケート内容の検討							
			9月	第6回、①	（3区合同地域協議会）							
			10月	第7回	アンケート集計結果（速報）について分野ごとに意見や感想発表							
			11月	②	高士おしゃべりタイム							
			12月	第8回	高士おしゃべりタイム感想発表、アンケート結果の分析、テーマをコミュニティに決定							
			1月									
課題の設定			2月	第9回	解決すべき課題と目的・目標などの整理							
			3月	第10回	審議テーマの名称の決定							
課題協議			4月	第1回	具体的な解決策の検討							
			5月	第2回								
			6月	第3回			第3回	具体的な解決策の検討（令和8年度事業）				
							第4回			地域自治の推進に向けた今後の方策案について		
関係団体との協議調整 予算の提案に必要な事項の確認 令和9年度予算提案 関係団体との調整 令和9年度予算確認		3年目 (R8)	7月	第4回	関係団体との調整		第5回	スケジュール変更／具体的な解決策の検討（令和8年度事業）		公の施設に関する担当課説明		
			8月	第5回	予算の提案に必要な事項の確認		第6回	具体的な解決策の検討（令和9年度事業）				
			9月	第6回	解決策となる事業の提案（令和9年度予算）		第7回			公の施設に関する担当課説明など		
			10月					第8回	具体的な解決策の検討（令和9年度事業）			
			事業の検証/課題協議	11月					第9回	事業検証（令和8年度事業）／具体的な解決策の検討（令和9年度事業）		
				12月					第10回			
				課題協議	1月					第11回	具体的な解決策の検討（令和9年度事業）	
			補助事業審査	2月					第12回	-		補助事業審査
				3月					第13回			
			関係団体との打合せ		4年目 (R9)	4月					第1回	関係団体との打合せ
課題協議/事業の実施（関係団体による）		5月 ～ 12月					第2回 ～ 第9回	具体的な解決策の検討（令和9年度事業）／事業実施（関係団体による） ／事業検証				
事業の検証		1月					第10回	事業検証／活動報告会準備				
活動報告会	活動報告会／補助事業の審査	2月					第11回	活動報告会		補助事業審査		
	補助事業審査	3月					第12回					